

京情審答申第68号
平成21年5月12日

京都府知事
山田啓二様

京都府情報公開審査会
会長 山本克己

公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成20年9月17日付け20文教第1478号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開とした部分のうち別表の部分を公開すべきである。その余の判断は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成20年4月25日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「宗教法人〇〇の直近の役員名簿、財産目録、収支計算書、貸借対照表、境内建物に関する書類、事業に関する書類」を内容とする公文書の公開を請求した。
- 2 平成20年5月9日、実施機関は、上記請求に対して本件公開請求のうち、「貸借対照表」について、非公開（不存在）決定処分を行った。
また、それ以外の部分については対象文書を「宗教法人〇〇の事務所備付け書類の写しの提出について（平成18年度の役員名簿、財産目録、収支計算書、境内建物に関する書類及び事業に関する書類）」（以下「本件公文書」という。）に特定するとともに、同日、条例第11条第2項の規定により公開決定等の期間を延長した上、平成20年6月23日、条例第10条第1項の規定により公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、公文書部分公開決定通知書を異議申立人に送付した。
- 3 平成20年8月31日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37法律第160号）第6条の規定により実施機関に異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成20年9月17日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 宗教法人の役員名簿について

役員名簿の内、代表役員以外の氏名を公開しない決定は宗教法人としての認証等を受けるための骨格を公開しない事に等しく、宗教法人〇〇規則第6条から第19条に定めた法類、寺族及び壇信徒総代に関する情報を公開しない行為は宗教法人としての尊厳及び品格を軽視するに等しく、反面宗教法人〇〇に関する宗教的情報を求め、帰依しようとする者にとって前記非公開の決定は憲法第20条に違背する行為であり裁量権の濫用である。

実施機関は、仏教を布教する人物や帰依した者等「人」の部分で信教の自由を害するとして全く公開していない。宗教は「物」だけではなく、多くは「人」により構成されているのである。いかなる人物が宗教法人にかかわっているのかが重要であり「人物の名を公開する事が個人情報保護法に抵触する」などの考え方は宗教とは無縁の存在である。

2 宗教法人に関する事業について

宗教法人法第6条第2項「公益事業以外の事業からの収益を宗教法人等に使用しなければならない」との条項に対し京都府はいかにして事業収益の処分が適法として認証したかの説明責任があり、もっと角度を変えて言えば、宗教と駐車場及び不動産貸付業とはいかなるかわりが存在し認証に至った経緯（財務内容及び収益処分を示す損益対照表）を公開しない状況は行政としての不作為としか言いようがない。

宗教法人法に関する事業は宗教法人〇〇規則第3条に定める「宗教法人としての目的を達成するための事業を行う」のであり、一般の法人のごとく利益追求のために事業が行われているのではなく、いかなる事業を行う事（事業内容）及び事業収益の宗教活動への転化等を公開する事により、宗教法人としての目指すところの尊厳及び品格更に宗旨を広める意義を財務の流れにより明らかにすべきであり、宗教法人が事業収益を求める隠れみのであってはならず、実施機関が財務の流れを非公開にする事により憲法第30条に違背する宗教法人を擁護する事は決して容認できない。

3 宗教活動に係る収支報告について

財産目録及び収支計算書の内、宗教活動にかかわる事項を条例第6条第3号に該当するとし非公開とした事は宗教法人〇〇に関する宗教的情報を求め、帰依しようとする者にとって憲法第20条に違背する行為であり、他方条例第6条第3号は「情報を公にすることにより法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と定

めており、公開を求めた本件情報に関しては前記条例に明らかに該当しない情報である。

4 その他の主張について

京都府は「文書を公開することにより信教の自由を害するおそれがある」とし重要な多くの部分を非公開とした。憲法第20条が保障した「信教の自由」とは歴史的見地から為政者により民及び宗教者が宗教という名の下に迫害とも言える受難を受けた経緯があり、その過去の反省から制定されたのであり、決して信教を奨励したものではない。いかなる者も一見して宗教法人としての透明性を確認できるよう認証にかかわるすべての事を公開すべきである。

宗教法人としての法律上の優遇（例えば税の優遇）を悪用している宗教法人は憲法第30条にも違背する行為であり排除されるべきである。仏教は認証に係る情報を公開される事により何ら影響を受けるものではないし、影響を受けるようなものを宗教（仏教）とは言わない。

実施機関の本件決定は宗教法人認証等に関する事項に重きを置かず、異議申立人の公文書公開請求を一般法人又は個人の情報公開ととらえた決定であり、到底容認できない。他方仏教にとって聖地の一つである京都府において宗教法人の認証等に関する情報を全面公開できない事は実施機関の宗教に対する認識の軽薄さを自ら露呈し、将来諸宗寺院に対し間違った行政の関与を予感させる行為である。

実施機関が非公開とした事項は、京都府が宗教法人として認証した最重要事項であり、何を根拠に宗教法人と認証したかなどの説明責任を放棄したに等しい。

実施機関が宗教法人認証に対して適切な判断を行っているかどうかの審査請求を行いたいというのが開示請求の最終的な目的であるが、現状では重要な部分が非公開になっており監査請求の骨子を書く文書すら作成できないという点について配慮を求める。

非公開の部分が空白にして斜線を引くという手法で処理されており原本に手が加えられていることから文書の真偽性、つまり公開を求めた文書であるか否かなどについての判断が難しい。文書に手を加えるということをしてはならず、黒塗りにするのが当然である。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 宗教法人事務所備付け書類の写しの提出制度について

宗教法人は、法第25条第2項の規定により、事務所に財産目録、役員名簿等の書類（以下「事務所備付け書類」という。）を備える義務があり、また、同条第4項では、所轄庁が当該宗教法人の継続的な活動を確認することのみをその目的として、事務所備付け書類の写しを所轄庁に提出しなければならない旨規定している。本件公文書はこの一部である。

これらの事務所備付け書類の閲覧については、法第25条第3項に、信者その他の利害関係人であつて、閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があつたときには、宗教法人は閲覧させなければならない旨規定されており、一般的には公にされていない書類である。

この理由として、法は宗教法人の事務所備付け書類に関する情報を、宗教法人の管理運営にかかわりを有しない第三者が知ることにより、当該宗教法人の宗教活動に対する干渉など、自由な宗教活動や自立的な運営に影響を及ぼし、憲法第20条で保障する信教の自由を害するおそれがないようにするため、この書類を保護に値するものとして、秘匿の必要性を考慮し閲覧できる場合を限定しているところである。

したがって、所轄庁に提出された事務所備付け書類の写しの取扱いについても、法第25条第5項及び第84条の規定により、所轄庁は宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることのないように特に留意しなければならない旨定められており、具体的には法を所管する文化庁から全国統一した取扱いが示されている。

2 宗教法人の役員名簿について

役員名簿の公知事項を除く個人に関する情報は、一般に公開すると個人の信仰が本人の意志と無関係に公開されたり、自由な宗教活動を妨害し、宗教法人の自立的な運営に干渉することにもつながり、当該宗教法人及び関係者の信仰の自由が害されるおそれがあることから、条例第6条第1号に該当する。

3 宗教法人の決算書類について

宗教法人の収支計算書は、その作成に当たり民法法人に適用される公益法人会計基準のような統一された基準が定まっていないため、内容等は、法人が自主的に判断し作成しているところである。

収支計算書の内容は宗教活動に深くかかわるものであり、一般に公開されると、宗教活動の内容や規模、法人の財務状況等が明らかになり、宗教活動への不当な干渉や自由な宗教活動への妨害など、宗教法

人及び信者等関係者の信教の自由が害されるおそれがある。

なお、信教の自由とは心の問題であり、所轄庁が宗教活動の範囲について具体的に定義できるものではなく、情報公開の判断は慎重にされるべきものとする。

4 宗教活動に係る収支報告について

法人の宗教活動の事務的・財政的表現を含む書類であり、その記載内容が一般に公開されると、宗教活動の内容や規模、法人の財務状況等が明らかになり、宗教活動への不当な干渉など、自由な宗教活動を妨害し、宗教法人及び信者等関係者の信教の自由が害されるおそれがある。

5 不動産賃貸借の部収支報告について

本件については、法人規則に不動産貸付け及び駐車場事業を行っている旨の記載があり、その事業自体は公知事項である。また、宗教法人も公益法人であることから、宗教活動に係る以外の部分については、他の民法公益法人や学校法人等の情報公開の取扱いに準じ、科目及び合計金額について公開したところであり、それ以外の記載事項については、第三者が通常知ることのできない法人内部の管理情報であり、あるいは法人の公知事項以外の任意の記載内容であり、これらについてはいずれも公開することにより、法人の正当な利益を損ない、事業に支障を来すおそれがある。

6 境内建物に関する書類及び事業に関する書類について

法人の公知事項以外に任意の記載内容があり、その内容を公開すると法人の正当な利益を損なうおそれがある。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公開することによ

り個人のプライバシーや法人等の正当な利益を損なうものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開又は非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第6条において公にしてはならない公文書として具体的に類型化し、規定したものである。

しかし、同条各号に定める情報に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的にとらえて判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

2 具体的な判断及びその理由について

異議申立人は、実施機関が条例第6条第1号及び第3号に規定する非公開情報に該当するとして非公開としたことは妥当ではない旨主張していることから、実施機関が条例第6条第1号及び第3号に規定する非公開情報に該当するとして非公開とした部分について、以下検討することとする。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、〇〇が法第25条第4項の規定により実施機関に提出した平成18年度の役員名簿、財産目録、収支計算書、境内建物に関する書類及び事業に関する書類である。

本件公文書のうち実施機関が条例第6条第1号を理由に非公開としたのは、役員名簿のうち代表役員の生年月日並びに代表役員を除く責任役員及び総代の氏名及び生年月日である。

また、条例第6条第3号を理由に非公開としたのは財産目録のうち特別財産、基本財産、普通財産及び負債欄の記載内容並びに収支計算書中の宗教活動に係る収支報告のうち科目、支出の部、収入の部欄の記載内容及び欄外記載事項並びに収支計算書中の不動産賃貸借の部収支報告のうち合計欄を除く支出の部の記載内容、合計欄を除く収入の部欄の記載内容及び欄外記載事項並びに境内建物に関する書類のうち境内地に係る記載事項並びに事業に関する書類のうち法令による許認可等、従業員数及び収益の使途欄の記載内容である。

(2) 条例第6条第1号該当性について

条例第6条第1号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを保護するため、個人が特定され得る情報のうち、通常他人に知られたいくないと望むことが正当であると認められるものについて、それが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

代表役員の生年月日並びに代表役員を除く責任役員及び総代の氏名及び生年月日については個人に関する情報であり、個人が特定され得るものである。これらの情報は登記事項ではなく、個人の私的な部分に係る情報であり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。しかも、特定の宗教に属することは個人の信仰に関する情報であることから、より慎重に扱うべきである。

したがって、これらの情報は条例第6条第1号に規定する非公開情報に該当すると認められる。

(3) 条例第6条第3号該当性について

条例第6条第3号は、法人等又は事業を営む個人には、社会の構成員としての自由な事業活動が認められており、その事業活動上の利益も十分尊重、保護されなければならないことから、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めている。

信教の自由については、憲法第20条第1項において「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する」とされており、法はこの憲法の趣旨を踏まえて整備されているところである。また、宗教法人から実施機関へ提出された書類の取扱いについても、法第25条第5項において「所轄庁は、前項の規定により提出された書類を取り扱う場合においては、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない」と規定されているところである。

宗教法人は、特定の宗教を信じる者が集まって組織されている法人であり、憲法及び法の趣旨を考慮すると、その宗教活動に対しては特別に強い程度で自立性が保障されていると考えられる。したがって、宗教法人に係る公文書について条例第6条第3号の「正当な利益」に該当するか否かを判断するに当たっては、「正当な利益」の範囲を通常のエconomic活動を行う団体よりも広く判断し、他の団体との競争に止まらず、どのような宗教活動を行うかということも含めて特別に高度な自立性を保障すべきであるという観点から判断する必要がある。

ア 財産目録及び収支計算書について

宗教法人の財産目録は、宗教法人がどのような財産を保有しているのかを示し、また、宗教法人の収支計算書は、宗教法人が自立的に決定した項目にしたがってその財産運用をするということを示しており、そのことは宗教活動を財務面から示していることも否定できない。ただし、財産目録に係る別表に掲げる部分については、公知の情報であり、また、収支計算書に係る別表に掲げる部分につい

ては、宗教活動に係る収支報告であることを明らかにする趣旨の記載であること及び宗教活動に係る収支報告と不動産賃貸者の部収支報告の相関を明らかにする趣旨の記載であり、それ以上の内容を示すものではないことから、公開しても法人の正当な利益を害するおそれはないものと判断するのが相当である。

イ 境内建物に関する書類について

境内建物に関する書類における非公開部分については、不動産登記簿等により明らかな情報であり、公開しても法人の正当な利益を害するおそれはないものと判断するのが相当である。

ウ 事業に関する書類について

事業に関する書類中の「4. 法令による許認可等」の項目に係る非公開部分については、宗教活動に係る情報ではなく、事業に係る情報としても、公にすることにより当該宗教法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。また、収益の使途については既に公開されている不動産賃貸借の部収支報告に係る科目から容易に知り得る情報である。

以上のことからこれらの情報については公開しても法人の正当な利益を害するおそれはないものと判断するのが相当である。

エ したがって、既に公開されている部分及び実施機関が非公開とした部分のうち別表に掲げる部分を除いては、宗教法人の宗教活動に関わる部分であり、特に当該宗教法人が積極的に公表していない場合においては、先に述べた観点から、公開すると当該宗教法人の正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は条例第6条第3号に規定する非公開情報に該当すると認められる。

以上のことから、別表に掲げる部分を除き非公開とすることが妥当である。

3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

別表

公開すべき部分
<ul style="list-style-type: none">・ 財産目録中の「一．特別財産」欄の2行目及び「一．基本財産」欄の1行目から4行目まで・ 収支計算書の2枚目及び3枚目の欄外記載事項・ 境内建物に関する書類中の非公開部分・ 事業に関する書類中の非公開部分

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成20年 9月17日	諮問書の受理
平成20年10月 8日	実施機関の理由説明書の受理
平成20年11月12日	第1回審査会
平成21年 1月13日	第2回審査会
平成21年 3月 5日	第3回審査会
平成21年 4月20日	第4回審査会
平成21年 5月12日	答 申